

分野	15 資格制度 (1)業務独占資格等	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	障害等を理由とする欠格事由の見直し		
意見・要望等の内容	小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、早期に結論を得る。		
関係法令	船舶職員法第13条 船舶職員法施行規則第40条、別表第3	共管	なし
制度の概要	小型船舶操縦士免許取得に必要な身体検査基準は船舶職員法施行規則に定められており、身体障害がある場合にはその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより勤務に支障がないと認められることをもって足りることとしている。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係191頁		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難
	(実施(予定)時期:平成13年度内)		
規制改革推進3か年計画における記載	【別添2 資格制度に係る個別措置事項 (1)業務独占資格制度 障害等を理由とする欠格事由の見直し(見直しの基準・視点) b】 小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、所要の措置を講ずる。		
(説明)	小型船舶操縦士免許の欠格条項の見直しについては、広く一般から意見の募集を行うとともに、平成12年3月より学識経験者、医師等から構成される「障害者の海技免許取得等のあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたが、同年12月に、身体検査基準を障害の状態に着目した基準から身体機能、運動能力に着目した能力基準とするとともに、補助設備の種類について大幅な拡充を図ること等を内容とする結論がとりまとめられた。(今後所要の制度改正等を行う予定である。)		
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課 (連絡先) 03-5253-8655		

分野	15 資格制度関係 (1)業務独占資格等	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	三級海技士についての資格制度の見直し			
意見・要望等の内容	三級海技士（電子通信）の資格取得に必要な6か月の乗船履歴については、規制の国際的整合性の観点から、諸外国の実態を精査した上で、日本独自の過重な規制があると認められる場合には、所要の措置を講ずるべきである。			
関係法令	船舶職員法第14条 船舶職員法施行規則第25条、別表第4	共管	なし	
制度の概要	三級海技士（電子通信）に係る海技従事者国家試験を受験するためには、受験資格として、6月以上の期間、一定の船舶において、実習又は通信を行わなければならないこととされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係192頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【別添2 資格制度に係る個別措置事項 (2)必置資格等 国際整合化(見直しの基準・視点) a】 資格取得に必要な6か月の乗船履歴について、諸外国の実態を精査した上で、日本独自の過剰な規制があると認められる場合には、所要の措置を講ずる。			
(説明)	我が国の乗船履歴は、STCW条約に規定する「实际的証明」に基づくものであるもので、米、英、仏及びノルウェーの4カ国に対し、当該实际的証明として採用されている手法等について照会したところ、米国においては、最低1年間の乗船履歴が要求されており、我が国の制度は国際的にも過重ではないものと考えられる。 なお、仏及びノルウェーからは明確な回答が得られなかったことから、再度照会を行うこととしている。			
担当局課室名	海事局船員部船舶職員課 (連絡先) 03-5253-8655			

分野	15 資格制度 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	航空身体検査基準（遠距離視力）の緩和		
意見・要望等の内容	(1) 遠距離裸眼視力の最低基準を廃止すること。 (2) 矯正眼鏡の屈折度を限定する基準を廃止すること。		
関係法令	・ 航空法第28条 ・ 航空法第31条	共管	なし
制度の概要	<p>航空法第28条第1項の規定により、航空機に乗り組んでその運航を行おうとする者は、航空身体検査証明を有していなければ、航空従事者技能証明の業務範囲の行為を行ってはならない。</p> <p>国土交通大臣又は指定航空身体検査医は申請により、航空従事者技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行おうとする者について、航空法施行規則第61条の2で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明を行う。</p> <p>なお、航空身体検査基準に定める遠距離視力については、以下のとおりである。</p> <p>次のイまたはロに該当すること。</p> <p>(第一種：定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空士、航空機関士)</p> <p>イ 各眼が裸眼で1.0以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼が裸眼で0.1以上の遠距離視力を有し、各レンズの屈折度が±4ジオプリーを超えない範囲の常用眼鏡により各眼が1.0以上に矯正することができること。</p> <p>(第二種：自家用操縦士、二等航空士、航空通信士)</p> <p>イ 各眼が裸眼で0.7以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼が裸眼で0.1以上の遠距離視力を有し、各レンズの屈折度が±5ジオプリーを超えない範囲の常用眼鏡により各眼が0.7以上に矯正することができること。</p>		
中間公表資料との関係	国土交通省関係193頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成13年度早期) (1) について	検討中	措置困難 (2) について
規制改革推進3か年計画における記載	なし		
(説明)	<p>航空機の安全な操縦には、目標物の視認、障害物の発見、計器の確認及び空間における位置等についての正確な判断が必要であり、正常な視機能を持つことが航空安全上の必須の条件である。</p> <p>(1) 遠距離裸眼視力の最低基準について 新たな航空医学に関する知見の蓄積等を反映するため、航空身体検査基準について定期的に見直しを行っており、平成12年6月に航空審議会より答申があった。それを踏まえ、現在においては、遠距離裸眼視力の最低基準を設定する意義がないと考えるため、米国及び欧州の基準と同様に廃止することとし、平成13年度早期に航空法施行規則の改正作業を行っている。</p> <p>(2) 矯正眼鏡の屈折度を限定する基準について 矯正眼鏡の屈折度が強くなるにつれて視野の中心と周辺の視力の誤差が大きくなるとともに、映像のゆがみ、有効視野の狭窄及び眼精疲労等が生じるおそれがあり、航空業務へ多大な影響を及ぼしかねない。これらのことから、当該基準を廃止することはできない。 なお、欧州(JAA)においても、当該基準が規定されている。</p>		
担当局課室名	航空局技術部乗員課 (連絡先)03-5253-8747		

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	不動産鑑定士への法廷業務の追加		
意見・要望等の内容	いくらかの法務資格については国民へのサービス向上を目的に、弁理士、公認会計士、不動産鑑定士にしぼって質の向上と権限強化をして法廷業務を追加する。		
関係法令	不動産の鑑定評価に関する法律	共管	
制度の概要	<p>不動産鑑定士制度</p> <p>不動産鑑定士は、土地鑑定委員会が実施する国家試験に合格し、かつ国土交通大臣の登録を受けることをその資格要件とし、不動産の鑑定評価が適正なものとして社会的な信用を得ることができるような権威ある鑑定人として、不動産の鑑定評価を行うことができる。</p>		
中間公表資料との関係	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし		
(説明)	<p>多様化・高度化する鑑定評価需要に対応する観点から、不動産鑑定士の資質の向上を図るため、資格取得後の研修システムの検討を行っているところ。</p> <p>民事再生法や民事執行法における評価人として、不動産鑑定士が選任されることが定められているところ。</p>		
担当局課室名	土地・水資源局地価調査課 (連絡先: 03-5253-8377)		

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	資格試験の実施回数の見直し。		
意見・要望等の内容	宅建や社会保険労務士等各種資格試験を、一年に複数回実施するようにしてほしい。		
関係法令	宅地建物取引業法第15条等	共管	関係省庁
制度の概要	(宅地建物取引主任者資格試験について) 宅地建物取引業者は、事務所に一定数の取引主任者を置かなければならないこととなっている。取引主任者は、資格試験に合格した上で都道府県知事の登録を受け、宅地建物取引主任者証の交付を受けた者をいう。		
中間公表資料との関係			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載			
(説明)	宅地建物取引主任者資格試験は、現行制度においても複数回実施が可能となっており(宅建業法施行規則第10条第1項)、これが行われないのは、複数回実施した場合、試験問題作成費、人件費、協力機関への委託費、印刷費・運搬費等にかかる費用が増加する一方、営利事業ではないため収入の増加は見込めず、さらに、スケジュールの調整も一層煩雑になるため、実施団体にとっても複数回実施することが困難であるため。		
担当局課室名	総合政策局不動産課(連絡先:03-5253-8288)		